

貸切バスについてよくあるご質問

Q 予約の受付はいつから？

A ご予約は、ご利用予定日の2か月前の1日から承ります。1日が土曜日・日曜日、祝日、年始（1月1日～3日）の場合は翌営業日から承ります。

Q 天候が心配。予備日は設定できる？

A 申し訳ございませんが、予備日の確保はお受けできません。延期の場合は決定後、改めてご予約ください。

Q すぐに使いたい。いつまでに申し込みがいい？

A 運行の判断や車両の手配が必要なため、2週間以上の余裕をもってお申込みください。直近のお申し込みはお受けできない場合があります。

Q 1日に何両まで予約ができる？

A 予約可能車両数は、日によって異なります。ご希望の予約日時が確定しましたら、交通局運輸課までお問い合わせください。平日10時から15時まで若しくは土休日の運行については、平日の朝・夕のラッシュ時間帯と比較し、複数両のご予約もお引受けしやすい状況となっています。

Q キャンセル料はいつから発生する？

A やむを得ない場合を除き、原則として運行予定日の14日前からキャンセル料が発生します。直近のキャンセルは必ず担当営業所に、営業所からの最終確認連絡前はお早めに交通局運輸課にご連絡ください。

Q 料金は乗ってから降りるまで？

A 運賃は時間制運賃と距離制運賃を併用しています。

（1）時間制運賃は、担当営業所を出庫してから、すべての運行を終えて入庫するまでの時間に、前後1時間ずつの点検・整備時間を含めた時間となります。

例：9時乗車、12時降車の場合・・・運行3時間＋営業所往復の時間＋点検2時間

（2）距離制運賃は、担当営業所を出庫してから、すべての運行を終えて入庫するまでの距離で算出します。10km単位で、10km未満は切り上げとなります。

例：45km走行の場合・・・50kmの運賃となります。

Q 運賃を正確に知りたい

A 運賃の概算は、行程をお伝えいただければ無料でお見積もりいたします。ただし、最終的な請求金額は、実際の走行に要した時間と距離により計算するため、見積もり額を超える場合があります。

Q 乗降場所として必要な条件は？

A 他の交通の支障とならずにお客様が安全に乗降できること、大型のバス車両が乗降場所まで安全に到着できること、安全に折り返すことができること、などの条件を満たす必要がございます。条件によっては、お客様のご希望に添えない場合がございますが、お気軽に交通局運輸課あてご相談ください。

Q 指定時間ぴったりに配車、到着できるか？

A ご指定の配車時間に間に合うように運行を心がけておりますが、道路渋滞などの状況により、遅れる場合があります。また、目的地への到着も、同様の理由で遅れる場合がありますので、余裕をもった旅程でお願いいたします。

Q 高速道路を利用できる？

A 路線バスタイプの車両のため、高速道路、自動車専用道路は走行できません。

Q 何名くらい乗車できる？

A 27名程度が座って乗車できます。短距離の場合などはこの人数を超えて立ってご乗車いただくこともできます。満員の状態で60～65名程度になります。ただし小さなお子様など、安全の確保が難しい場合はお断りすることがあります。

Q ガイド、添乗員の用意できる？

A 申し訳ございません、承っておりませんので、お客様でご手配をお願いいたします。

Q 大きな荷物も持ち込める？

A 通常の路線バスタイプの車両のため、観光バスのような荷物スペースはありません。車内にお持ち込みいただくこととなりますので、大型の荷物をお持ちの場合は乗車可能人数が少なくなる場合があります。

Q 車いすの利用はできる？

A 通常の路線バスと同様、車いすのご利用が可能です。スペースの都合上、1両にご乗車いただける人数には限りがあります。

Q 駐車場は必要？

A 配車場所や目的地で車両を待機させる場合は、駐車場が必要です。お手数ですが、お客様でご手配をお願いいたします。公園、公民館、博物館など、各施設にご相談ください。なお、路上での待機はできません。市バス営業所が近隣にある場合は、営業所での待機も可能です。

Q 車両番号やラッピングバスの指定はできる？

A 申し訳ございませんが承れません。

Q 行先表示器に催事名などを表示できる？

A 申し訳ございません、機器の仕様上、承ることができません。催事名や団体名は、フロントガラス部分に印刷したものを掲示いたします。なお、バスの車体に掲示物を貼付することはできません。

Q 大型車通行禁止の道路は通れる？

A 大型車通行禁止の道路は走行できません。大型車の規制がない道路でも、バス車両が通れない場合があります。また、路線バスのみ走行可の道路も、原則として走行できません。

Q 路線バスのバス停、バスターミナルを利用できる？

A 路線バスの走行に支障がある場合は、承ることができません。一般車通行不可のバスターミナルは原則として通行できませんが、警察署の許可により通行できる場合もございますので、交通局運輸課にご相談ください。